

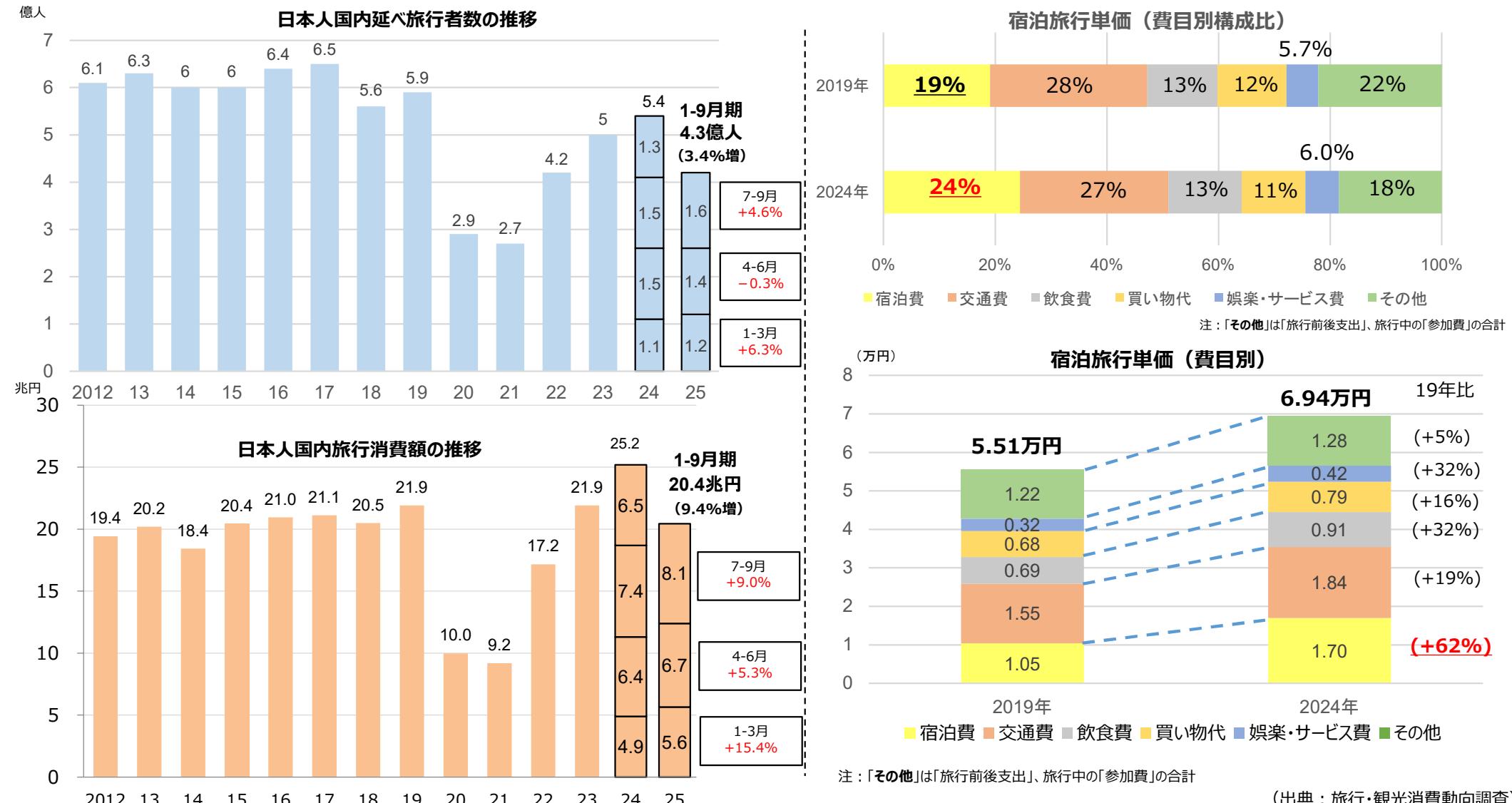
# 前回分科会におけるご指摘事項への対応

---

# 国内宿泊客数の減少と消費額増の相関

# 国内宿泊客数の減少と消費額増の相関

- 日本人の国内延べ旅行者数は長期的に横ばい傾向にある一方、国内旅行の消費額については増加傾向にある。
- それは、費目別の宿泊旅行単価は2019年と比較して、宿泊費が62%増と他項目よりも大きく増加しているのに加え、費目別構成比においても、19%から24%へと、宿泊費のみ割合が大きく増加していることが要因として考えられる。
- なお、日本国内居住者の旅行・観光のうち、100万円以上を消費した割合は、2019年（0.019%）から2024年（0.076%）と微増で、ほぼ横ばいで推移。



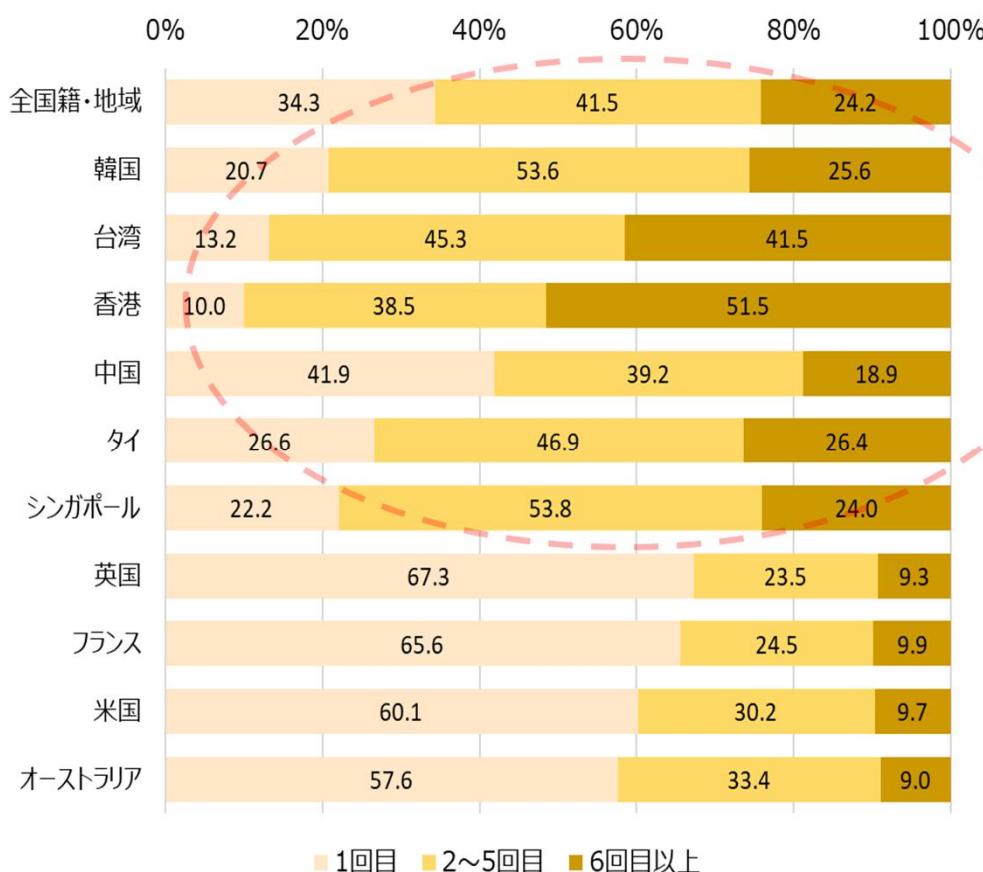
(出典：旅行・観光消費動向調査)

# リピーターの目標設定について

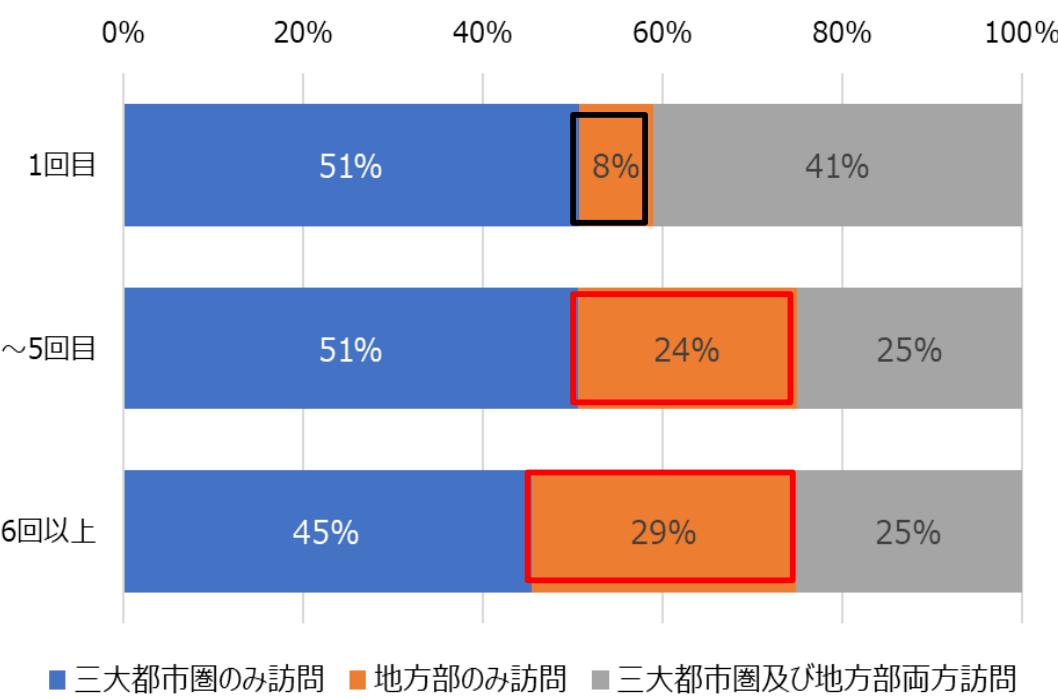
# 国籍・地域別訪日回数及び訪日回数別訪問パターン (2024年)

- 国籍・地域別にみると、訪日リピーター客（2回以上訪日）の割合は全国籍・地域では約66%に対し、アジアにおいて高く、特に香港と台湾では9割前後となっている。
- 訪日回数別にみると、2回目以上の訪日客は地方部のみ訪問する割合が増加する。
- 更なる地方誘客**を進めるためには、訪日リピーター客を増加させていくことが重要。

国籍・地域別 訪日回数 (2024年)



訪日回数別 三大都市圏及び地方部訪問パターン (2024年)



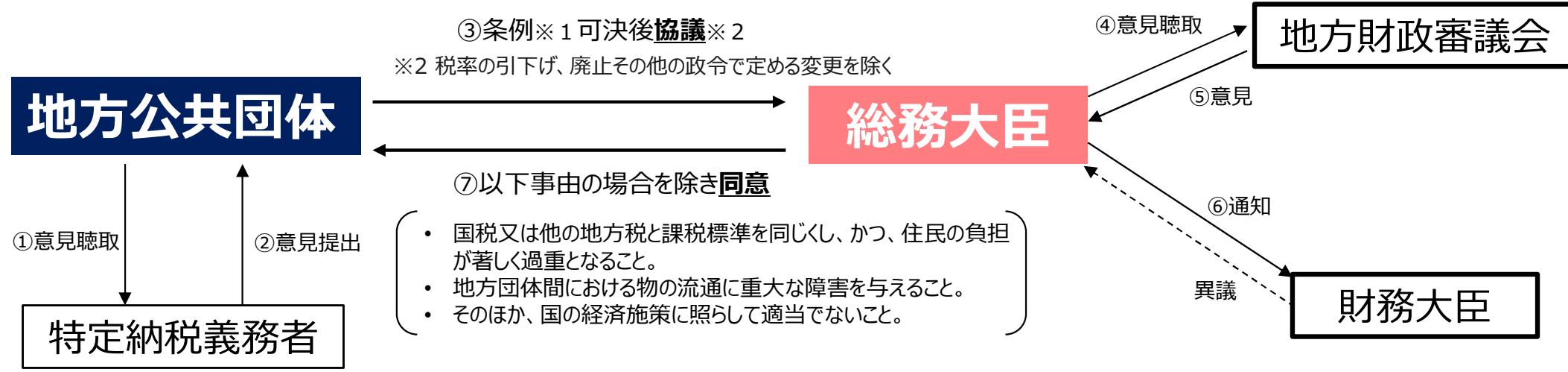
観光庁「インバウンド消費動向調査」地域調査個票データ（全目的）より作成

# 宿泊税の導入状況

# 地方税法上の法定外税について

## 国と地方公共団体との関係

<根拠法令：地方税法（昭和25年法律第226号）>



※1 条例により、課税客体・税収使途・課税標準・納税義務者・税率・徴収方法等を定める

## 地方公共団体における宿泊税の現行の運用



宿泊料金・宿泊税

特別徴収義務者



宿泊税を申告・納入



宿泊者

宿泊事業者等

地方公共団体

# 宿泊税を導入済みの19自治体 (R8.1/13時点)

No.	自治体名 (導入年月)	税率 /1人1泊の宿泊料金 (素泊まり)		目的	税収	備考
1	東京都 (H14)	10,000円以上15,000円未満 15,000円以上	100円 200円	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約44.0億円 (2023年度)	・民泊等は対象外
2	大阪府 (H29)	5,000円以上15,000円未満 15,000円以上20,000円未満 20,000円以上	200円 400円 500円	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約25.1億円 (2023年度)	・2025年9月改定 (税収が79.1億円になる見込み)
3	京都府 京都市 (H30)	20,000円未満 20,000円以上50,000円未満 50,000円以上	200円 500円 1,000円	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約52.0億円 (2023年度)	・2026年3月改定予定 (税収が126.0億円になる見込み)
4	石川県 金沢市 (R1)	5,000円以上20,000円未満 20,000円以上	200円 500円	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約10.4億円 (2023年度)	-
5	北海道 倶知安町 (R1)	宿泊料金 (1人、1部屋、1棟ごとの2%)	2%	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約4.4億円 (2023年度)	・定率制 ・2026年4月改定予定 (税収が7.5億円になる見込み)
6	福岡県 (R2)	福岡市・北九州市 福岡市・北九州市以外	50円 200円	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約17.3億円 (2023年度)	・福岡市・北九州市は市税も課される。
7	福岡県 福岡市 (R2)	20,000円未満 20,000円以上	150円 450円	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる。	約28.2億円 (2023年度)	・県税(50円)も課される。
8	福岡県 北九州市 (R2)	宿泊者1人1泊につき	150円	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約3.8億円 (2023年度)	・県税(50円)も課される。
9	長崎県 長崎市 (R5)	10,000円未満 10,000円以上20,000円未満 20,000円以上	100円 200円 500円	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約3.0億円 (2023年度)	-
10	北海道 二セコ町 (R6)	20,000円未満 20,000円以上50,000円未満 50,000円以上100,000円未満 100,000円以上	200円 500円 1,000円 2,000円	二セコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約1.6億円 (平年度見込額)	・当分の間、宿泊料金が5,001円未満の場合は100円
11	愛知県 常滑市 (R7.1/6)	宿泊者1人1泊につき	200円	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる。	約2.0億円 (平年度見込額)	-
12	静岡県 熱海市 (R7.4/1)	宿泊者1人1泊につき	200円	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる。	約6.0億円 (平年度見込額)	-
13	岐阜県 下呂市 (R7.10/1)	5,000円未満 5,000円以上	100円 200円	地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興（まち並み整備に向けた基金の創設）、受入環境の整備・充実、観光資源の魅力増進、宿泊客の増加に資する事業、徴収経費に充当。	約2.0億円 (平年度見込額)	-
14	岐阜県 高山市 (R7.10/1)	10,000円未満 10,000円以上30,000円未満 30,000円以上	100円 200円 300円	住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりに資する施策（観光振興事業、環境保全事業、文化振興事業、危機管理事業、組織運営事業及び徴収経費）に充当。	約4.0億円 (平年度見込額)	-

# 宿泊税を導入済みの19自治体 (R8.1/13時点)

No.	自治体名 (導入年月)	税率 /1人1泊の宿泊料金 (素泊まり)		目的	税収	備考
15	北海道 赤井川村 (R7.11/1)	8,000円以上20,000円未満 20,000円以上	200円 500円	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる。	約0.4億円 (平年度見込額)	-
16	島根県 松江市 (R7.12/1)	宿泊者1人1泊につき	200円	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てる。	約3.3億円 (平年度見込額)	・1泊5,000円未満は対象外
17	青森県 弘前市 (R7.12/1)	宿泊者1人1泊につき	200円	弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費。	約1.2億円 (平年度見込額)	-
18	宮城県 (R8.1/13)	仙台市内 仙台市以外	100円 300円	宮城県の観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	約12.5億円 (平年度見込額)	・1泊6,000円未満は対象外 ・仙台市内は市税(200円)も課される。
19	宮城県 仙台市 (R8.1/13)	宿泊者1人1泊につき	200円	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てる。	約10.2億円 (平年度見込額)	・1泊6,000円未満は対象外 ・県税(100円)も課される。

出典：総務省および各自治体HP (R8.1/13時点) 掲載情報より作成

※総務大臣から同意を得た自治体数は39自治体 (令和8年1月13日現在)

# 【参考1】 京都府 京都市の宿泊税

京都府 京都市（導入時期：2018年10月1日）※改正後の条例は2026年3月1日より施行

（出典）京都市HPを基に観光庁作成

目的	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため																		
課税客体	以下の施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館業（ホテル、旅館、簡易宿所）を営む施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設																		
課税免除	修学旅行、その他学校行事（保育所等による行事も含む）等の参加者及びその引率者																		
税率 /1人1泊の宿泊料金 (素泊まり)	<p><b>【現行】</b></p> <table> <tr> <td>200円</td> <td>20,000円未満</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>20,000円以上50,000円未満</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>50,000円以上</td> </tr> </table>	200円	20,000円未満	500円	20,000円以上50,000円未満	1,000円	50,000円以上	<p><b>【2026年3月1日以降】</b></p> <table> <tr> <td>200円</td> <td>6,000円未満</td> </tr> <tr> <td>400円</td> <td>6,000円以上 20,000円未満</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>20,000円以上 50,000円未満</td> </tr> <tr> <td>4,000円</td> <td>50,000円以上100,000円未満</td> </tr> <tr> <td>10,000円</td> <td>100,000円以上</td> </tr> </table>	200円	6,000円未満	400円	6,000円以上 20,000円未満	1,000円	20,000円以上 50,000円未満	4,000円	50,000円以上100,000円未満	10,000円	100,000円以上	
200円	20,000円未満																		
500円	20,000円以上50,000円未満																		
1,000円	50,000円以上																		
200円	6,000円未満																		
400円	6,000円以上 20,000円未満																		
1,000円	20,000円以上 50,000円未満																		
4,000円	50,000円以上100,000円未満																		
10,000円	100,000円以上																		
税収	2018年度(平成30年度) 15.4億円 2019年度(令和元年度) 42.0億円	2020年度(令和2年度) 12.9億円 2021年度(令和3年度) 16.3億円	2022年度(令和4年度) 30.5億円 2023年度(令和5年度) 52.0億円 2024年度(令和6年度) 61.6億円																
税収の使途 (令和7年度予算)	<p><b>◆ 多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進</b></p> <p>(1) 観光を通じた京都の魅力の継承・発展 【事業費 10.7億円（うち宿泊税充当額 8.3億円）】 京都の多様な魅力の向上・情報発信の更なる強化、修学旅行誘致の強化、MICE誘致の強化、観光客向け案内整備、観光事業者等の経営強化・魅力発信</p> <p>(2) 文化の力を活かした価値創造 【事業費 63.3億円（うち宿泊税充当額 5.3億円）】 文化財の保全・継承に向けた取組、伝統文化の担い手育成・魅力発信、文化振興による多様で奥深い魅力創出</p> <p>(3) 品格ある景観創造 【事業費 15.1億円（うち宿泊税充当額 4.0億円）】 京町家の保全及び継承に関する取組、歴史的景観・自然景観の保全に向けた取組 等</p> <p><b>◆ 市民生活と観光の調査・両立の更なる推進</b></p> <p>(4) 観光課題対策の着実な実施 【事業費 192.1億円（うち宿泊税充当額 9.3億円）】 安心安全な受入環境整備、移動利便性の向上・観光地等交通対策、観光に対する市民の共感醸成、京都観光モラルの普及・促進</p> <p>(5) 市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備 【事業費 976.1億円（うち宿泊税充当額 26.0億円）】 災害時等における市民・観光客等の安全対策、交通施設等社会インフラの機能強化、公共土木施設の維持管理 等</p>																		

# 【参考2】福岡県の宿泊税

## 福岡県（導入時期：2020年4月1日）

（出典）福岡県HPを基に観光庁作成

目的	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		
課税客体	福岡県内に所在する次の事業に係る施設への宿泊者 ※宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は課税対象 ・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）		
課税免除	—		
税率 /1人1泊の宿泊料金 (素泊まり)	・福岡県（北九州市・福岡市以外） : <u>200円</u> （県税率） ・北九州市 : <u>200円</u> （=県税率 50円 + 市税率 150円） ・福岡市 [宿泊料金が2万円未満の場合 : <u>200円</u> （=県税率 50円 + 市税率 150円） 宿泊料金が2万円以上の場合 : <u>500円</u> （=県税率 50円 + 市税率 450円）] ※市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は、宿泊者1人1泊につき100円		
税収	2020年度(令和2年度) 6.3億円 2021年度(令和3年度) 8.9億円	2022年度(令和4年度) 13.1億円 2023年度(令和5年度) 17.3億円	2024年度(令和6年度) 18.7億円
税収の使途 (令和5年度実績)	(1) <u>受入環境の充実</u> 【事業費 1.157億円（うち宿泊税充当額 1.156億円）】 宿泊事業者の生産性向上、MaaSを活用した県内周遊促進、ユニバーサルツーリズムの推進 (2) <u>観光資源の魅力向上</u> 【事業費 4.1億円（うち宿泊税充当額 3.9億円）】 新たな観光地域づくりの推進、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた観光資源の磨き上げ、サイクルツーリズムの促進 (3) <u>効果的な情報発信</u> 【事業費 6.133億円（うち宿泊税充当額 6.080億円）】 福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた情報発信、「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーンの実施、インバウンド向けプロモーション (4) <u>観光振興の体制強化</u> 【事業費 4.2億円（うち宿泊税充当額 4.2億円）】 (うち市町村への財政的支援 3.3億円) 観光団体のDMO化の推進、飲食店・宿泊施設を対象とした食の多様性に対応するための支援、宿泊税交付金を活用した市町村の観光振興施策		

# 大阪・関西万博の波及効果（地方誘客）

# 大阪・関西万博を契機とした地方への誘客促進

民間調査会社が発表したレポートによれば、訪日外国人旅行者のうち、万博来場者の全国における消費額は6,085億円、うち関西での消費額は2,703億円となっており、関西以外における消費額が半数以上を占める結果となった。

## Mastercard、株式会社三菱総合研究所、一般財団法人関西観光本部 「大阪・関西万博期間における訪日外国人旅行者の消費行動分析」レポート

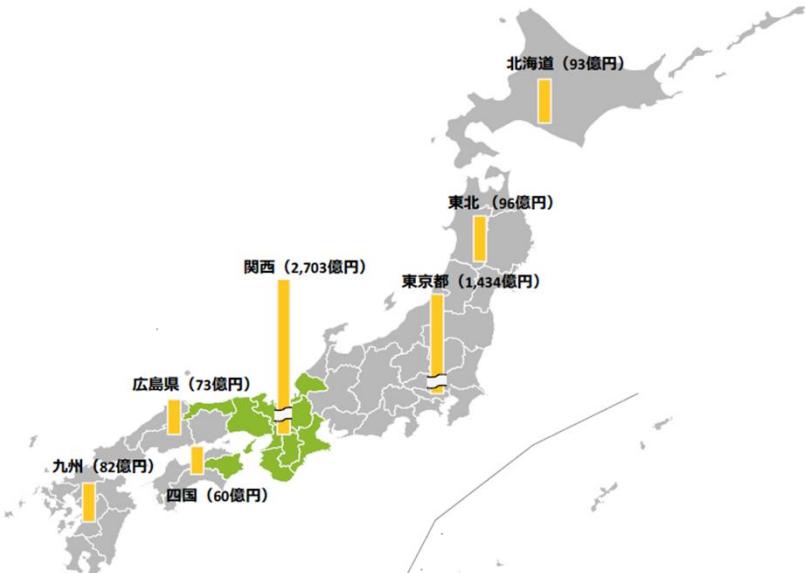
- 分析期間：2025年4月13日～10月13日（6ヶ月間）、2024年同時期との比較
- 対象地域：関西2府8県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県）および4政令指定都市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）、関西の60の登録DMOマネジメントエリア、大阪市の特定エリア（アクセス沿線、ベイエリア）、参考として全国、関西以外の主要都道県
- 分析内容：
  - 訪日外国人旅行者の消費額を、都道府県別／国・地域別／加盟店業種別に集計
  - 対前年比の比較による消費動向の把握
- 調査方法：Mastercardネットワーク内の集約・匿名化された決済データおよび各種統計データ<sup>\*1</sup>に基づき推計

\*1来場者数と入場チケット販売数について | EXPO 2025 大阪・関西万博公式Webサイト  
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会『2025年10月7日（火）臨時理事会会議資料』  
消費額について：インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査） | 観光統計・白書 | 観光庁  
訪日外国人旅行者数について：訪日外客統計（JNTO） 4～6月の値

### 万博開催期間中の訪日外国人旅行者の消費行動

	旅行者数	消費額	前年同期比	消費額単価
全 国	2,150 万人	4兆 6,606 億円	+ 5,797 億円 (+14%)	21.7 万円／人
うち万博来場者	156 万人	6,085 億円	－	39.0 万円／人
関 西	870 万人	9,461 億円	+ 1,948 億円 (+26%)	10.9 万円／人
うち万博来場者	156 万人	2,703 億円	－	17.3 万円／人

### 訪日外国人旅行者のうち万博来場者による経済効果の波及



## アンケート調査概要

調査目的 大阪・関西万博開催期間における訪日外国人の国内訪問先・関心等を把握し分析する

調査方法 対面でのアンケート調査（タブレット使用）

調査場所 西日本旅客鉄道（JR）桜島駅

調査日時 2025年9月1日～9月12日の平日（10日間）各日8:00～20:00  
【参考】6月調査／2025年6月3日～6月16日の平日（10日間）各日8:00～20:00

調査対象 JR桜島駅を利用する訪日外国人

回答者数 255人  
【参考】6月調査／341人

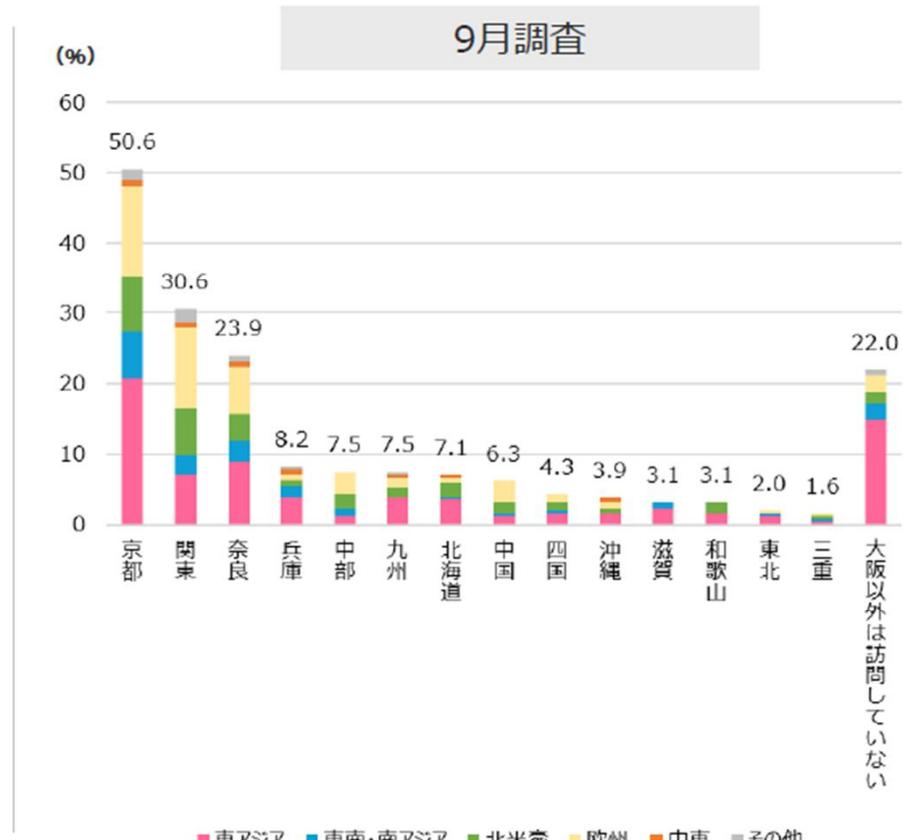
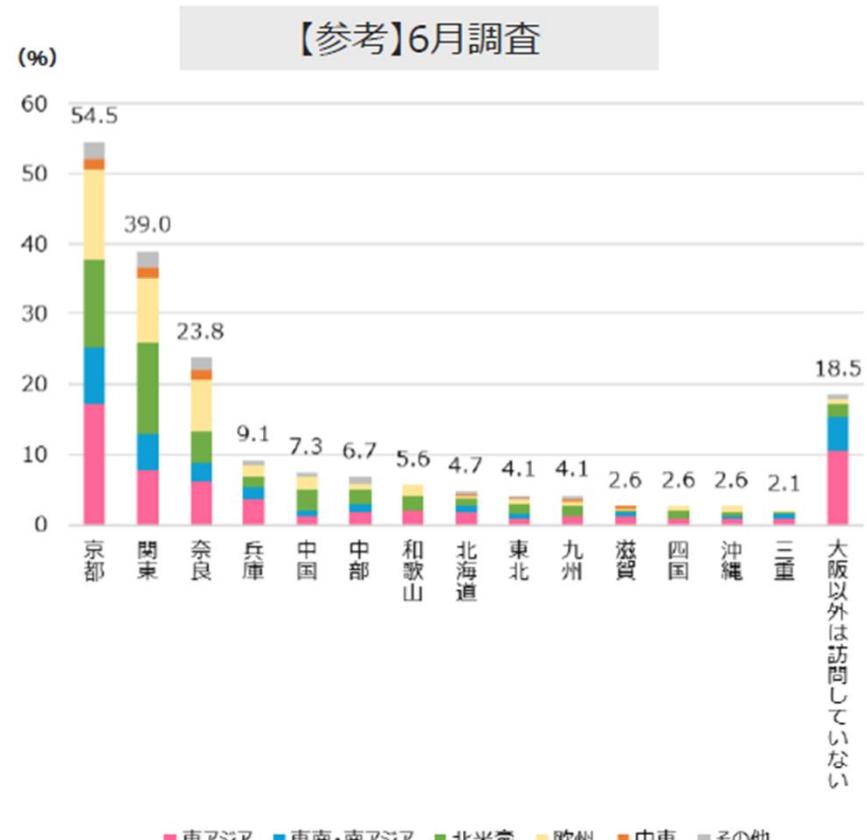
協力会社 DBJデジタルソリューションズ（株）  
(株) サーベイリサーチセンター大阪事務所

※ 今回は9月に実施した調査結果の一部を、6月調査結果（「2025年大阪・関西万博外国人訪問者の意向調査 第1回速報（2025年7月発行）」より再掲）と比較し、速報として公表

#### ④ 大阪・関西万博訪問者※の国内訪問地

※訪問予定者を含む

- 9月調査では、6月調査とトップ4は変わらず、「京都」(50.6%)、「関東」(30.6%)、「奈良」(23.9%)、「兵庫」(8.2%)の順で多かった。6月調査と比較して、奈良・中部・九州・北海道・四国・沖縄・滋賀・「大阪以外は訪問していない」は比率が高くなった。
- 9月調査の国籍割合では、「京都」、「奈良」では東アジア、「関東」では欧州出身者の回答がそれぞれ最も比率が高かった。



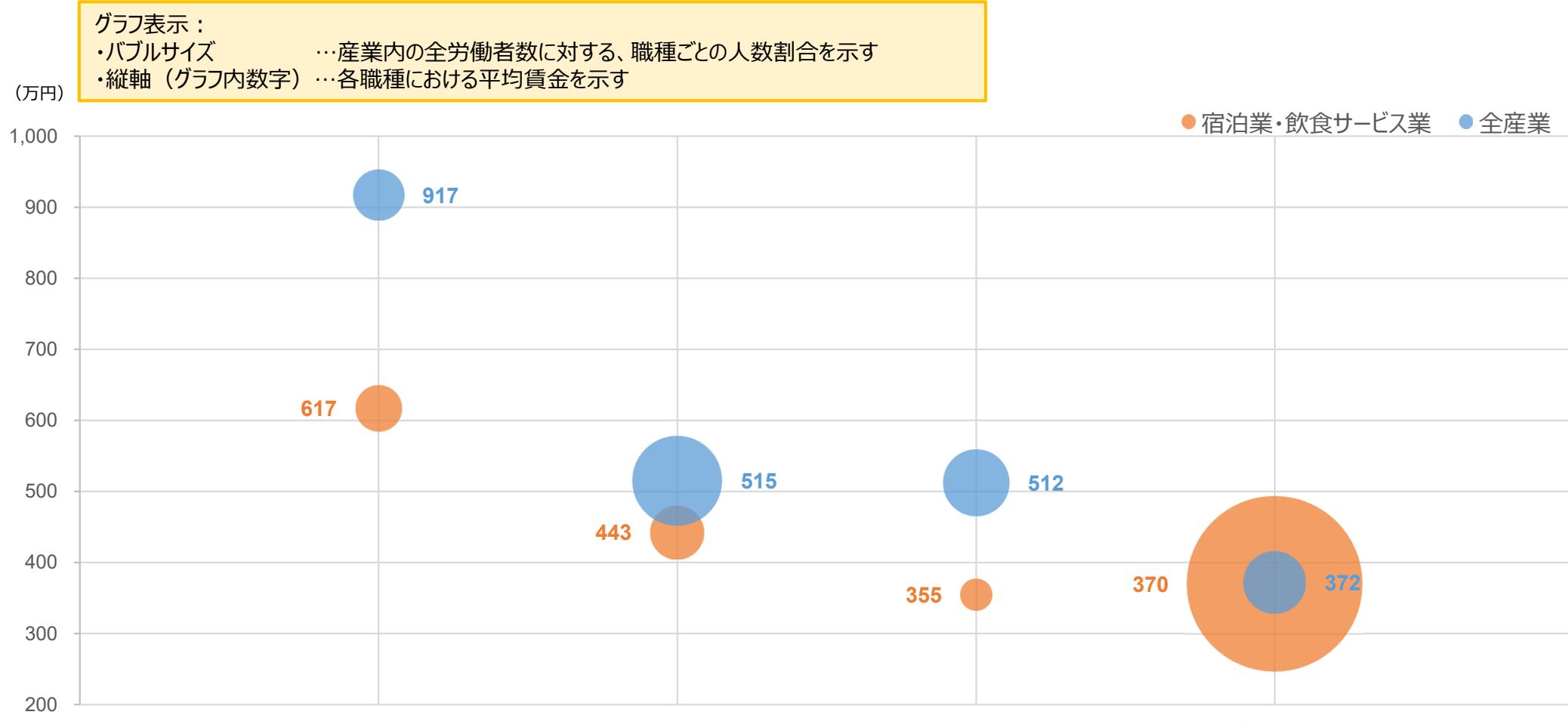
備考：1.上限なしの複数回答 2.有効回答者数比 (6月調査 n=341、9月調査 n=255)



# 観光産業における職種による賃金状況

## 宿泊・飲食サービス業における職種別賃金構造（2024年）

- 宿泊・飲食サービス業では、「サービス職業従事者」の割合が高く、業種全体の平均賃金に与える影響が大きい。
- 宿泊・飲食サービス業のうちの主要な職種においては、全産業の同職種と比較してすべての職種で賃金水準が低い。



## 管理的職業従事者

例：  
 旅館・ホテル支配人  
 (会社：主に管理的な  
 仕事に従事するもの)

## 事務従事者

例：  
 企画・調査事務員  
 受付・案内事務員 等

## 販売従事者

例：  
 小売店販売員 等

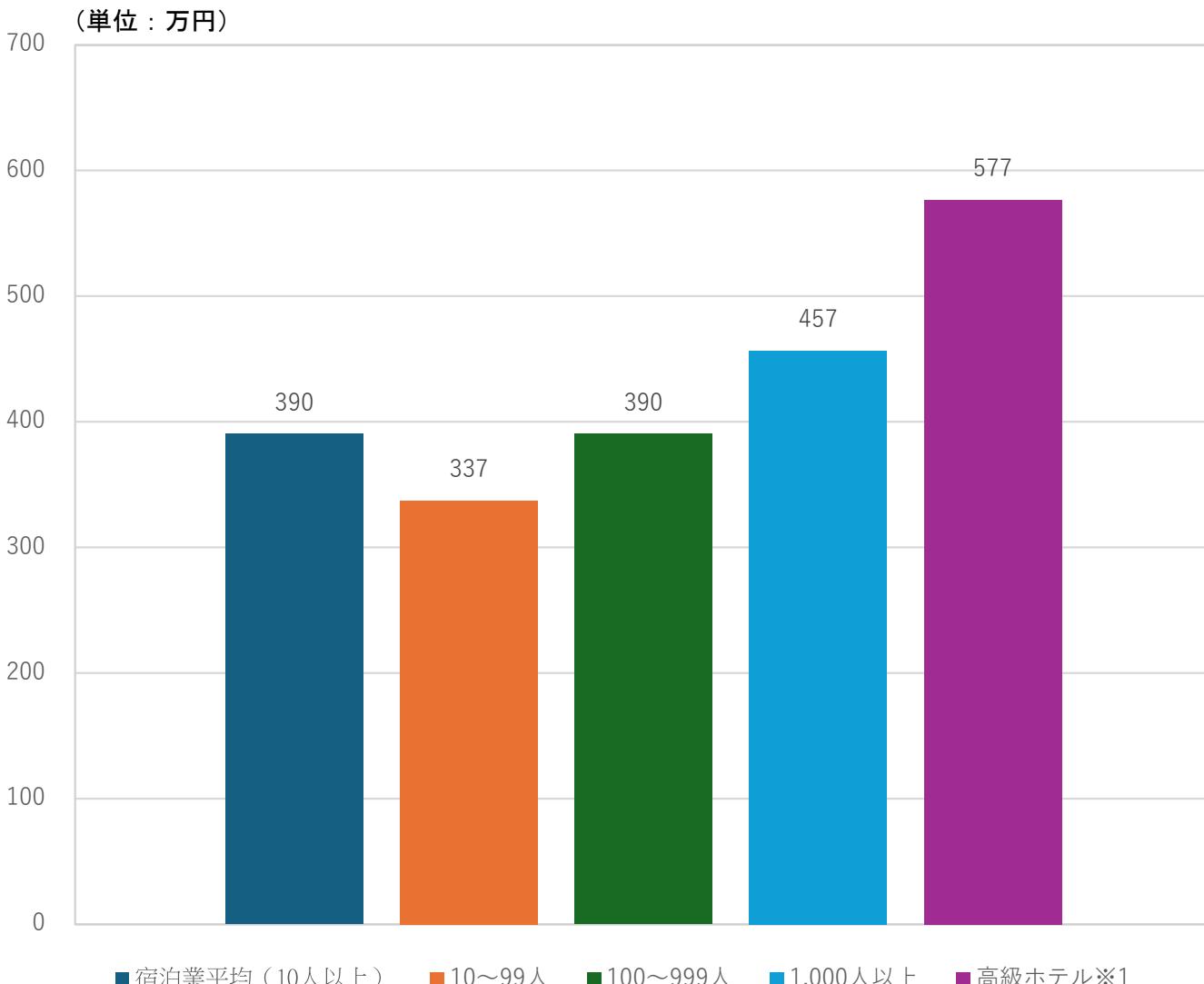
## サービス職業従事者

例：  
 旅館・ホテルフロント係  
 旅館・ホテル接客係  
 旅館・ホテル客室係 等

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2024年データより観光庁作成  
 (宿泊・飲食サービス業のうち、主要な職種を抜粋して記載)

- 宿泊業における企業規模別年間平均給与額は、従業員数が多くなるほど増加する傾向にある。
- ホテル事業を主として上場している高級ホテル※1においては、さらに給与水準が高い。

## 宿泊業における企業規模別年間平均給与額



単位：円	きまって支給する現金年間賞与その他特別給与額 (月給)	年間賞与その他特別給与額
宿泊業平均 (10人以上)	291,800	400,800
10~99人	261,600	231,400
100~999人	293,000	387,200
1,000人以上	327,400	637,400

※1高級ホテル  
日本国内のFive Star Alliance 登録の5つ星ホテルのうち、有価証券報告書によって給与を確認することができる3施設の平均値

【ご参考】  
全産業平均：527万円  
飲食店平均：398万円

出典：厚労省「令和6年賃金構造基本統計調査」  
各社有価証券報告書

# 観光による経済波及効果の見える化

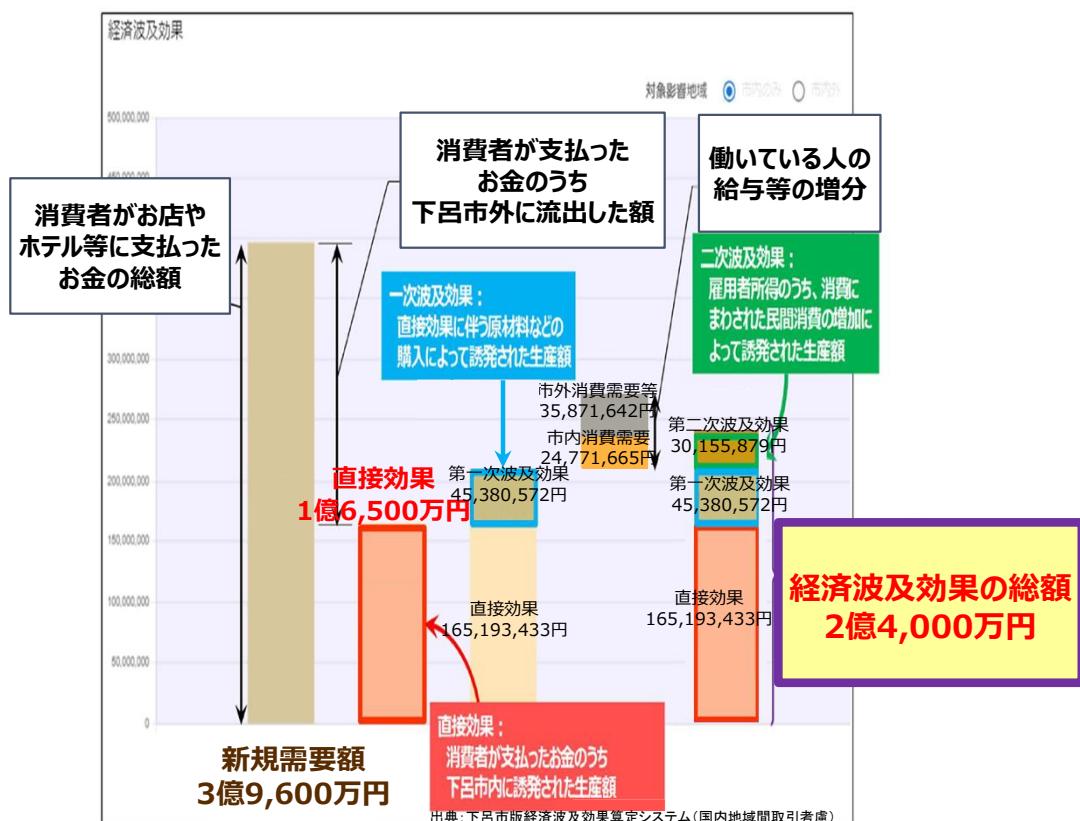
# 経済波及効果の見える化

- 既に地域によっては、独自で経済波及効果を見える化している事例はある。（下呂温泉観光協会・福島県等）
- 観光庁においては、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」を改正し、観光地経営戦略において策定すべき項目を明確にし、新たにKGIとして「経済波及効果」の計測を必須とした。これにより、観光が地域経済に与える効果を定量的に可視化できるようにした。（※経済波及効果の報告を求めるのは令和9年度以降）

## 地域における事例

### 【下呂温泉観光協会】

- 下呂温泉観光協会は、市内への観光による裨益を把握するため、産業連関表及び宿泊データ分析システムを用いて、下呂市内における経済波及効果の見える化を実施。
- 域内の観光消費がどれだけ地域に還元・波及しているのかを計算し、観光地のマネジメントに活かしている。



### 【福島県】

#### 福島県内インバウンド宿泊者による経済波及効果の概要

令和5年福島県内インバウンド宿泊者による福島県内への経済波及効果を推計した結果、42億47百万円となった

福島県企画調整部統計課  
令和7年3月27日

#### 福島県内インバウンド宿泊者による経済波及効果

##### ○経済波及効果

42億47百万円

うち直接効果  
27億78百万円



○雇用誘発者数  
398人

#### 登録DMOに関するガイドラインの改正(観光庁)

- 登録DMOに関する新ガイドラインでは、KGIとして経済波及効果の計測を必須とし、更新登録の要件とした。
- 併せて、観光地経営戦略の策定を必須要件とすることで、地域が目指す中長期的な観光ビジョンやその実現に向けた取組の方針を示すとともに、データ収集・分析・評価に基づき取組を着実に遂行する科学的アプローチの強化を目的としている。
- 新KPIのひとつに「観光事業者への平均給与額」も設け、観光振興の取組がどれだけ地域に裨益したかの指標としている。

# クマ被害への対応

# クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

## 緊急的に対応すること（★は着手済）

★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）

★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）

★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）

★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）

★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）

★警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）

★都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁、文部科学省）

○自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）

★学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）

★農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）

## 短期的に取り組むこと

○春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）

○ガバメントハンターの人事費や資機材等の支援（環境省）

○クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）

○市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）

○緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）

○河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

## 中期的に取り組むこと

○自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）

○クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）

○適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）

○堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）

○保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

## ○各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用・ガバメントハンター人事費・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費・緩衝帯整備費・誘引物の撤去費・ICTを活用した出没対策費・人材育成のための研修費等

※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

## ○交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

- 環境省協力のもと、登山客等に守っていただきたい行動（クマへの餌やり禁止、ゴミ放置禁止、クマに接近しない）についての「観光ピクトグラム」を新たに作成（令和7年12月19日にプレスリリース）。
- この「観光ピクトグラム」も活用いただきながら、令和7年度補正予算も活用し、地域におけるクマの出没情報など多言語での正確な情報発信に向けた環境整備を支援。



「Do not feed bears」



「Do not leave rubbish」



「Do not approach bears」

## 【参考】「観光ピクトグラム」について

観光庁ではこれまで、訪日外国人観光客に守っていただきたいマナー（シカへの餌やり禁止、私有地や線路への立入り禁止など）についての「観光ピクトグラム」を作成し、地域の皆様にご活用いただいている。

※観光庁のHPから誰でもダウンロードして利用可能

観光庁 (Japan Tourism Agency)  @Kanko\_Jpn · 10月30日  
日本政府においてクマ対策等に関する関係閣僚会議が開催されました。観光客の皆さまにおかれましては、地域でのクマの出没に関する地方自治体からの情報に十分注意し、クマと遭遇した際は落ち着いて距離をとるなど、命を守る行動をとっていただくようお願いします。

首相官邸(災害・危機管理情報)  @Kantei\_Saigai · 10月30日  
木原官房長官は、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催しました。まずは、緊急銃猟制度を確実に運用し、市街地に出没したクマを迅速かつ的確に駆除することが重要であり、「クマ被害対策施策パッケージ」を早期に取りまとめ、政府の総力を挙げて地域の皆様の暮らしと安心を...

JNTO  Japan Safe Travel (JST)  @JapanS... · 9分  
A ministerial meeting on bear countermeasures and related issues was convened by the Government of Japan. We kindly ask all tourists to pay close attention to information provided by local governments regarding bear sightings in each region, and to take appropriate actions to ensure their safety such as remaining calm and keeping a safe distance if they encounter a bear.

観光庁およびJNTOの  
SNSアカウントにおける情報発信  
(令和7年10月30日より順次実施)